

岩手県告示第 205 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営夏川地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 19 年 3 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
一関市花泉町油島字西小田	27 番 2	田	田	385	264
"	29 番	"	"	1,036	444
"	33 番 2	"	"	628	178
"	113 番 2	"	"	438	145
一関市花泉町油島字東小田	56 番	"	"	1,020	636
一関市花泉町油島字貝島	126 番	"	"	2,383	1,093
"	166 番	"	"	1,029	180
"	184 番	"	"	1,018	648
"	245 番	"	"	982	324
"	246 番	"	"	912	400
一関市花泉町油島字西大川原	61 番 1	"	"	620	178
一関市花泉町油島字中大川原	2 番	"	"	1,247	59
"	4 番	"	"	926	599